

神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神戸・天津経済貿易連絡事務所（以下「天津事務所」という。）の運営にかかる経費について地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（補助対象団体）

第2条 補助金交付の対象となる団体は、天津事務所の管理運営を行う公益財団法人神戸国際コミュニティセンター（以下「センター」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本要綱の施行日以降にセンターが行う天津事務所運営事業のうち、神戸市の海外事務所として活動する事業とし、神戸市他部局等から委託を受けて行う事業を除くものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

（1）海外費

- ① 現地採用職員費
- ② 借館料、事務費、事業費

（2）国内費

- ① 補助事業事務費

（補助金の額）

第5条 補助限度額は、各年度における神戸市予算の範囲内とする。

（交付申請）

第6条 センターは、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書

（交付の決定）

第7条 市長は、前項に定める補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金規則第6条によって補助金の交付額を決定し、次に掲げる書類により、申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 センターは前条の補助金交付決定通知書を受領後、15 日以内に補助金概算
払請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求
内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

（補助金の概算払の請求）

第 8 条 市長は、第 2 項の規定により補助金交付決定を行った場合は、センター
からの請求に基づき、概算払いにて速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の執行命令）

第 9 条 市長は、補助事業の全部若しくは一部が補助金の交付決定の内容又はこ
れに付した条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、センターに対
し、交付決定補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 市長は、センターが前項の命令に違反したときは、補助事業の全部若しく
は一部の遂行の一時停止を命ずることができる。

（補助事業の変更等）

第 10 条 センターは、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようと
するときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し
なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承
認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知
書（様式第 5 号）により、センターに通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第 11 条 センターは、会計年度が終了し、補助金規則第 15 条に基づき補助事業
の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、
速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 6 号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

（補助事業の完了検査及び補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類審査
及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施成果が
補助金の交付決定の内容に適合すると認め、補助金規則第 16 条による補助金の
交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等
に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第 7 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金の交付額を確定した場合におい
て、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後 7

日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

- 3 センターは、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の一括返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき

(補助金の経理等)

第14条 センターは、所要の帳簿類を備え、補助事業にかかる経理をセンターの他の経理と明確に区分しなければならない。

- 2 センターは、前項の帳簿類及び当該補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。
- 3 センターは、市長が必要に応じて補助事業について調査又は報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業		
目的及び内容			
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
補 助 金 の 額	円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書 ・ 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類		

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	・本交付決定の内容について補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、補助金要綱第10条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。 ・補助金要綱第11条に基づく実績報告は、翌年度4月末までに市長に提出すること。 ・補助金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。 ・上記のほか、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。

補助金概算払請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長宛

住所	
団体名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	そ の	他
口座番号				
口座名義				

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業		
変 更 の 理 由			
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(	年 月 日)
	完了(予定)年月日	(	年 月 日)
補 助 金 の 額	(円) 円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書 (変更後) ・ 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (変更後)		

(注) 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第 2 項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付第 号）の表第 4 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業		
補助事業の期間	着手(予定)年月 日	(	年 月 日 年 月 日
	完了(予定)年月 日	(	年 月 日 年 月 日
補 助 金 の 額	(円) 円		
添 付 書 類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予算－決算	摘 要
		円		
		円		
		円		
		円		
計		円		

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予算－決算	摘 要
		円		
		円		
		円		
		円		
計		円		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	____年度神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助事業
補助金の確定額	円
特 記 事 項	